

神戸薬科大学研修認定薬剤師認定基準

「神戸薬科大学研修認定薬剤師に関する規程」第3条及び第6条に定めるところにより、神戸薬科大学研修認定薬剤師認定基準(以下「認定基準」という)を定める。

第1 認定薬剤師の初回認定に必要な単位数は、次のとおりとする。

- (1) 4年以内に40単位以上修得するものとする。ただし、毎年5単位以上修得しなければならない。
- (2) 前号の単位のうち、本学が主催又は共催する事業において修得する単位数は、5単位以上とする。

第2 更新に必要な単位数は、次のとおりとする。

- (1) 3年間で30単位以上修得するものとする。ただし、毎年5単位以上修得しなければならない。
- (2) 前号の単位のうち、本学が主催又は共催する事業において修得する単位数は、10単位以上とする。

第3 第1(1)又は第2(1)の年限内に出産・育児、病気等、やむを得ない事由により受講できなかったとエクステンション事業委員会(以下「事業委員会」という)が認めた場合は、その期間分を延長することができる。

第4 単位認定対象は次のとおりとする。

- (1) 認定研修プログラム
 - ① 卒後研修講座
 - ② リカレントセミナー
 - ③ 薬剤師実践塾
 - ④ 健康食品講座
 - ⑤ シンポジウム
 - ⑥ 同窓会主催の研修会及び講演会
 - ⑦ 昼夜間開講制大学院講義(聴講生を含む)
 - ⑧ 在宅研修システム(e-learning)
 - ⑨ ③以外の実習・研修
 - ⑩ インターネット研修(同時配信による集合研修)
- (2) 学会発表
- (3) 論文発表
- (4) 他の認証機関の実施事業及びエクステンションセンター(以下「センター」という)

が認定した機関が行う研修事業及びセンターが認める学会の学術事業
(5) その他新規事業については事業委員会で審議する。

第5 単位の基準は次のとおりとする。

- | | | |
|---------------------------|------|-----|
| (1) 講演会等 | 90分 | 1単位 |
| (2) 実習、実践・実技等 | 120分 | 1単位 |
| (3) 在宅研修システム (e-learning) | | |
| 小テスト又はレポート | 90分 | 1単位 |
| (4) インターネット研修 | 90分 | 1単位 |
| (同時配信による集合研修) | | |
| (5) 学会発表 | | |
| ・発表者 | | 2単位 |
| ・共同発表者 | | 1単位 |
| (6) 論文発表 | | |
| ・主著者 | | 5単位 |
| ・共著者 | | 2単位 |

ただし、学会発表と論文発表については、合計で1期10単位までを認定する。

(7) その他新規の事業については事業委員会で、単位数を決定する。

第6 第5の単位修得は、第5(1)～(3)において規定した単位のシールを貼付された「薬剤師生涯研修履修手帳」により確認する。

第7 認定基準の改正は、事業委員会の議を経て、学長が決定する。

(附則)

この基準は、平成19年6月20日から施行する。

平成20年 8月 5日 改正 (第5項)

平成22年 6月10日 改正 (第4、5項)

平成24年 4月16日 改正 (第5項)

平成27年 8月 3日 改正 (第3、4、5項)

平成27年 8月 3日 追加 (第7項)